

新潟市文化財旧小澤家住宅の観覧料等徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、新潟市文化財旧小澤家住宅の観覧料等の徴収を令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの期間、下記の者に委託しましたので同施行令第 158 条第 2 項の規定により告示します。

令和 5 年 4 月 3 日

新潟市長 中 原 八 一

記

徴収事務を行う施設の名称及び位置（実施場所）		徴収事務受託者
名 称	位 置	
新潟市旧齋藤家別邸	新潟市中央区西大畑町 576 番地	新潟市中央区上大川前通 9 番町 1268 番地 2 旧齋藤家別邸運営グループ 代表者 鈴木 英介